

新(案)				旧			
		<p>(1) 学習品費  <u>ア 小学校就学児童1人につき</u>  <u>2,190円 × 給付月数</u>  <u>イ 中学校就学児童1人につき</u>  <u>2,810円 × 給付月数</u></p> <p>(2) 日用品費  <u>児童1人につき</u>  <u>18,510円 × 給付月数</u></p> <p>2 母子保健法20条第3項第5号に係る費用については、入院に必要な最小限度の交通費の実支出額。ただし、指定養育医療機関が移送を実施する場合にあっては、都道府県知事又は政令市長及び特別区長が指定養育医療機関とあらかじめ協議して定めた額</p>					
母子保健衛生費国庫補助金	(削除)			母子保健衛生費国庫補助金	母子保健強化推進特別事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	母子保健強化推進特別事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
子どもの心の診療拠点病院機構推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業に必要な報酬、給料(P添)、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2分の1				
療育指導事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	療育指導事業に必要な需用費(消耗品費、印刷製本費、医薬材料費)、報酬、賃金、報償費、旅費、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費	3分の1	療育指導事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	療育指導事業に必要な需用費(消耗品費、印刷製本費、医薬材料費)、報酬、賃金、報償費、旅費、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費	3分の1
生涯を通じた女性の健康支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	生涯を通じた女性の健康支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、	2分の1	生涯を通じた女性の健康支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	生涯を通じた女性の健康支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、	2分の1

新(案)				旧			
		印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費				食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
特定不妊治療費助成事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	特定不妊治療費助成事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1	特定不妊治療費助成事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	特定不妊治療費助成事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1
周産期医療対策事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	周産期医療対策事業に必要な報酬、給料(P※)、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、機器据付料、備品購入費	3分の1	周産期医療対策事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	周産期医療対策事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、機器据付料、備品購入費	3分の1
総合周産期母子医療センター運営事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費	3分の1	総合周産期母子医療センター運営事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費	3分の1
健やかな妊娠・出産等サポート事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	小児科・産科医療体制整備事業に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定額	小児科・産科医療体制整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	小児科・産科医療体制整備事業に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定額

新(案)		旧		
結核児童療育費国庫負担金	療育の給付費	次により算出された額の合算額 1 専門医療機関による算出された合計額からこれらの費用について医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を控除した額 (1) 第1号から第4号までの給付に要する費用については「診療報酬の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第92号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額 (2) 第5号に係る費用については、移送に必要な最小限度の交通費の実支出額 ただし、指定療育機関が移送を実施する場合にあっては、都道府県、指定都市又は中核市が指定療育機関とあらかじめ協議して定めた額 2 同第2項の学習及び療養生活に必要な物品の給付に要する費用の場合 (1) 学習品費 ア 小学校就学児童1人につき 2,190円 × 給付月数 イ 中学校就学児童1人につき 2,810円 × 給付月数 (2) 日用品費 児童1人につき 18,510円 × 給付月数	療育の給付に必要な需用費(消耗品費)、委託料、扶助費、負担金、補助及び交付金	2分の1

※ 「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」及び「周産期医療対策事業」の対象経費のうち、「給料」を対象にするかについては調整中。

新(案)										旧										
別紙様式第1 平成20年度 母子保健衛生費負担(補助)金及び結核児童療育費負担金調書 補助事業者名										別紙様式第1 平成19年度 母子保健衛生費負担(補助)金及び結核児童療育費負担金調書 補助事業者名										
国			地方公共団体							国			地方公共団体							備考
歳出 予算科目	交付決定 の額	補助率	歳入 科 目	予算現額	収入実績	科 目	予算現額	うち国庫負 担(補助)金 相当額	支出額	歳入 科 目	予算現額	収入実績	科 目	予算現額	うち国庫負 担(補助)金 相当額	支出額	うち国庫負 担(補助)金 相当額	備考		
児童保育費			円	円			円	円	円	円	円	円					円	円		
16 母子保健衛生費 負担金																				
16 給付児童用具費 負担金																				
16 母子保健衛生費 補助金																				

(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳出にあっては款、項、目、節を、歳入にあたっては款、項、目をそれぞれ記載すること。  
なお、歳出にあっては国庫負担金(本邦税)と国庫負担金(本邦税)に対応する結果の記分の目次に係るときは、当該経費の記分を目次の内  
訳として記載すること。

2 「予算現額」は歳入にあっては、当該予算額、修正予算額等の区分を、歳出にあっては、当該予算額、修正予算額、予備費支出額、流用増減額等の  
区分を明らかにして記載すること。

3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳出にあっては款、項、目、節を、歳入にあたっては款、項、目を元にされ記載すること。  
なお、歳出にあっては国庫負担金(本邦税)と国庫負担金(本邦税)に対応する結果の記分の目次に係るときは、当該経費の記分を目次の内  
訳として記載すること。

2 「予算現額」は歳入にあっては、当該予算額、修正予算額等の区分を、歳出にあっては、当該予算額、修正予算額、予備費支出額、流用増減額等の  
区分を明らかにして記載すること。

3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

新（案）	旧
別紙様式第2	別紙様式第2
番 号 年 月 日	番 号 年 月 日
厚生労働大臣 殿	厚生労働大臣 殿
都道府県知事 政令市市長 特別区区長	都道府県知事 政令市市長 特別区区長
平成20年度母子保健衛生費等国庫負担（補助）金 の交付申請について	平成19年度母子保健衛生費国庫負担（補助）金 及び結核児童療育費負担金の交付申請について
標記について、次により国庫負担金及び国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。	
1 申請額 <u>母子保健衛生費国庫負担金</u> <u>結核児童日用品費等国庫負担金</u> <u>母子保健衛生費国庫補助金</u>	1 申請額 <u>母子保健衛生費国庫負担金</u> <u>母子保健衛生費国庫補助金</u> <u>結核児童療育費国庫負担金</u>
2 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表	2 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表
3 国庫負担金所要額調 (注 所要額調には、内訳として別表の所要額明細表を添付すること。)	3 国庫負担金所要額調 (注 所要額調には、内訳として別表の所要額明細表を添付すること。)
4 国庫補助金所要額調	4 国庫補助金所要額調
5 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本 (2) その他参考資料	5 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本 (2) その他参考資料

都道府県(政令市、特別区)名				
区分	種目	国庫負担(補助)基本額	要国庫負担額及び国庫補助額	備考
母子保健衛生費負担金	産育医療費	円	円	
	産育の給付費			
	小計			
結核児童日用品費等負担金	結核児童日用品費等			
	子どもの心の診療拠点病院選定支援事業			
	保健指導事業			
母子保健衛生費補助金	生涯を通じた女性の健康支援事業			
	特定不妊治療費助成事業			
	周産期医療対策事業			
結核児童費負担金	結合周産期母子医療センター運営事業			
	就やかな妊娠・出産等サポート事業			
	小計			
合計				

(注) 国庫負担(補助)基本額欄には、様式2及び様式3の各表の国庫負担及び補助基本額を記載すること。

## 様式2 国庫負担金所要額調

新  
(案)

## 様式2 国庫負担金所要額調

都道府県(政令市・特別区)名							
項目	対象経費の支出予定額①	寄付金その他の収入額②	差引額(①-②)	選定額(③と④のいすゞか少ない方の額)⑤	交付要綱6及び7に定める額(⑥-⑦)	国庫負担基本額(⑧)	国庫負担額(⑧×1/2)
義務医療費							
医療の給付費							

四

別表1 養育医療費所要額明細表					
都道府県（政令市・特別区）名					
区分	対象経費の支出予定期額①	基準額			備考
		費用総額②	控除額（医療保険各法負担額）③	差引額（②-③）④	
医療費	円	円	円	円	
看護料					
計					

  

別表1 養育医療費所要額明細表					
都道府県（政令市・特別区）名					
区分	対象経費の支出予定期額①	基準額			備考
		費用総額②	控除額（医療保険各法負担額）③	差引額（②-③）④	
医療費	円	円	円	円	
看護料					
移送費					
計					

新  
(案)

旧

別表2 療育の給付費所要額明細表

都道府県(指定都市・中核市)名

区分	対象経費の支出予定額①	基準額			備考	
		費用総額		控除額(医療保険各法負担額)③		
		員数	単価			
医療費	円	人	円	円	円	
移送費等						
計						

別表3 結核児童日用品費等所要額明細表

都道府県(指定都市・政令市・中核市・特別区)名

区分	対象経費の支出予定額①	基準額			備考	
		費用総額		控除額(医療保険各法負担額)③		
		員数	単価			
学習品費	円	円	円	円	円	
小学校就学児童						
中学校就学児童						
日用品費						
生熟食移送費						
計						

別表2 療育の給付費所要額明細表

都道府県(指定都市・中核市)名

区分	対象経費の支出予定額①	基準額			備考	
		費用総額		控除額(医療保険各法負担額)③		
		員数	単価			
医療費	円	人	円	円	円	
移送費等						
学習品費						
小学校就学児童						
中学校就学児童						
日用品費						
計						

新  
(案)

旧

<b>新 (案)</b>	<b>様式 3 国庫補助金所要額調</b>						
	都道府県(政令市・特別区)名						
	種 目	対象経費の 支出予定額 <b>①</b> 円	寄付金その 他の収入額 <b>②</b> 円	差引額 <b>(①-②)</b> 円	基準額 <b>④</b> 円	都道府県 補助額 <b>⑤</b> 円	国庫補助 基本額 <b>(⑥×補助率)</b> 円
	子どものかのん検査拠点病院構造改修事業						
	発育指導事業						
	生涯を通じた女性の健康支援事業						
	特定不妊治療賛助成事業						
	周産期医療対策事業						
	総合周産期母子医療 <b>直 接 補 助</b>						
	センター運営事業 <b>間 接 補 助</b>						
優やかな妊娠・出産等サポート事業							
<b>合 計</b>							
(注) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。 ・交付要綱4「交付額の算定方法」(1)及び(2)に掲げる事業 ③と④とを比較して少ない方の額。 ・交付要綱4「交付額の算定方法」(3)に掲げる事業 ③と④とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と⑤とを比較して少ない方の額。							
<b>旧</b>	<b>様式 3 国庫補助金所要額調</b>						
	都道府県(政令市・特別区)名						
	種 目	対象経費の 支出予定額 <b>①</b> 円	寄付金その 他の収入額 <b>②</b> 円	差引額 <b>(①-②)</b> 円	基準額 <b>④</b> 円	都道府県 補助額 <b>⑤</b> 円	国庫補助 基本額 <b>(⑥×補助率)</b> 円
	母子保健強化推進特別事業						
	発育指導事業						
	生涯を通じた女性の健康支援事業						
	特定不妊治療賛助成事業						
	周産期医療対策事業						
	総合周産期母子医療 <b>直 接 補 助</b>						
	センター運営事業 <b>間 接 補 助</b>						
小児科・産科医療体制整備事業							
<b>合 計</b>							
(注) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。 ・交付要綱4「交付額の算定方法」(1)及び(2)に掲げる事業 ③と④とを比較して少ない方の額。 ・交付要綱4「交付額の算定方法」(3)に掲げる事業 ③と④とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と⑤とを比較して少ない方の額。							

新(案)	旧
別紙様式第3 番年月日 厚生労働大臣 殿 都道府県知事 政令市市長 特別区区長 平成20年度母子保健衛生費等国庫負担(補助)金の交付申請について	別紙様式第3 番年月日 厚生労働大臣 殿 都道府県知事 政令市市長 特別区区長 平成19年度母子保健衛生費国庫負担(補助)金及び結核児童療育費負担金の交付申請について
標記の国庫負担金及び国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。	標記の国庫負担金及び国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。
1 精算額 <u>母子保健衛生費国庫負担金</u> <u>結核児童日用品費等国庫負担金</u> <u>母子保健衛生費国庫補助金</u>	1 精算額 <u>母子保健衛生費国庫負担金</u> <u>母子保健衛生費国庫補助金</u> <u>結核児童療育費国庫負担金</u>
2 国庫負担金及び国庫補助金精算額総括表 [様式 1]	2 国庫負担金及び国庫補助金精算額総括表 [様式 1]
3 国庫負担金精算額調 (注 精算額調には、内訳として別表の精算額明細表及び事業実施状況を添付すること。)	3 国庫負担金精算額調 (注 精算額調には、内訳として別表の精算額明細表及び事業実施状況を添付すること。)
4 国庫補助金精算額調 [様式 3]	4 国庫補助金精算額調 [様式 3]
5 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書(見込書)抄本 (2) その他参考資料	5 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書(見込書)抄本 (2) その他参考資料

新（案）	旧
別紙様式第3  番号 年月日  厚生労働大臣 殿	別紙様式第3  番号 年月日  厚生労働大臣 殿
都道府県知事 政令市市長 特別区区長	都道府県知事 政令市市長 特別区区長
平成20年度母子保健衛生費等国庫負担（補助）金 の事業実績報告について	平成19年度母子保健衛生費国庫負担（補助）金及び 結核児童療育費負担金の事業実績報告について
標記の国庫負担金及び国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。	
1 精算額 母子保健衛生費国庫負担金 金 円 結核児童日用品費等国庫負担金 金 円 母子保健衛生費国庫補助金 金 円	1 精算額 母子保健衛生費国庫負担金 金 円 母子保健衛生費国庫補助金 金 円 結核児童療育費国庫負担金 金 円
2 国庫負担金及び国庫補助金精算額総括表 [様式 1]	2 国庫負担金及び国庫補助金精算額総括表 [様式 1]
3 国庫負担金精算額調 (注 精算額調には、内訳として別表の精算額明細表及び事業実施状況を添付すること。) [様式 2]	3 国庫負担金精算額調 (注 精算額調には、内訳として別表の精算額明細表及び事業実施状況を添付すること。) [様式 2]
4 国庫補助金精算額調 [様式 3]	4 国庫補助金精算額調 [様式 3]
5 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本 (2) その他参考資料	5 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本 (2) その他参考資料

様式 1 国庫負担金及び国庫補助金精算額総括表

都道府県（政令市・特別区）名

区分	要国庫負担額 及び国庫補助 額 ①	交付決定額 ②	要国庫負担額 及び国庫補助 額受入額 ③	差引過不足額 (③-①) ④	備考
母子保健衛生費負担金	円	円	円	円	
扶養児童日用品費等負担金					
母子保健衛生費補助金					
合 計					

（注） 1 要国庫負担額及び要国庫補助額欄には、様式2及び様式3の各表の要国庫負担額及び要国庫補助額を記載すること。

2 幸運により購入した価格が50万円以上の機械及び器具については、詳細の分かる資料を添付すること。

新  
(案)

様式 1 国庫負担金及び国庫補助金精算額総括表

都道府県（政令市・特別区）名

区分	要国庫負担額 及び国庫補助 額 ①	交付決定額 ②	要国庫負担額 及び国庫補助 額受入額 ③	差引過不足額 (③-①) ④	備考
母子保健衛生費負担金	円	円	円	円	
母子保健衛生費補助金					
扶養児童日用品費負担金					
合計					

（注） 1 要国庫負担額及び要国庫補助額欄には、様式2及び様式3の各表の要国庫負担額及び要国庫補助額を記載すること。

2 幸運により購入した価格が50万円以上の機械及び器具については、詳細の分かる資料を添付すること。

旧

都道府県（政令市・特別区）名

項目	対象経費の支出予定期額	寄付金その他の収入額	差引額（①-②）	基準額	選定額（③と④のいずれか少ない方の額）	交付要綱6及び7に定める徵収基準額	国庫負担基本額（⑤-⑥）	要国庫負担額（⑦×1/2）	備考
基質医療費	円	円	円	円	円	円	円	円	
産育の給付費									
結核児童日用品費等									

都道府県（政令市・特別区）名

項目	対象経費の支出予定期額	寄付金その他の収入額	差引額（①-②）	基準額	選定額（③と④のいずれか少ない方の額）	交付要綱6及び7に定める徵収基準額	国庫負担基本額（⑤-⑥）	要国庫負担額（⑦×1/2）	備考
基質医療費	円	円	円		円	円	円	円	
産育の給付費									

新  
(案)

-1

旧

別表1 養育医療費所要額明細表

都道府県(政令市・特別区)名

区分	対象経費の支出予定期額	基準額				備考
		費用総額	控除額(医療費)	差引額(②-③)	④	
①	②	③	④			
医療費	円	円	円	円		
看護料						
移送費						
計						

新  
(案)

別表2 (略)

別表1 養育医療費所要額明細表

都道府県(政令市・特別区)名

区分	対象経費の支出予定期額①	基準額				備考
		費用総額②	控除額(医療費)	差引額(②-③)	④	
③	④					
医療費	円	円	円	円		
看護料						
移送費						
計						

旧

別表2 (略)

新 (案)	別表3 療育の給付費所要額明細表														
	都道府県（指定都市・中核市）名														
	区分	対象経費の支出予定期①	基準額			備考									
			費用総額		控除額（医療保険各法負担額）③										
	医療費	円	員数	単価	金額②	差引額（②-③）④									
			人	円	円	円									
	移送費等														
	計														
	別表4 結核児童日用品費等所要額明細表														
	都道府県（指定都市・政令市・中核市・特別区）名														
旧	区分	対象経費の支出予定期①	基準額			備考									
			費用総額		控除額（医療保険各法負担額）③										
	学習品費	円	員数	単価	金額②										
			月		円										
	小学校就学児童														
	日用品費														
	中学校就学児童														
	生活必需品費														
	計														
	別表3 療育の給付費所要額明細表														
	都道府県（指定都市・中核市）名														
旧	区分	対象経費の支出予定期①	基準額			備考									
			費用総額		控除額（医療保険各法負担額）③										
	医療費	円	員数	単価	金額②										
			人	円	円										
	移送費等														
	学習品費	円	月												
	小学校就学児童														
	日用品費														
	中学校就学児童														
	計														

都道府県（政令市・特別区）名							
種目	対象経費の実支出額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③ (①-②)	基準額 ④	都道府県補助額 ⑤	国庫補助基本額 ⑥	要国庫補助額 ⑦ (⑥×補助率)
子どもの心の診療拠点病院構構進事業	円	円	円	円	円	円	円
発育指導事業							
生涯を通じた女性の健康支援事業							
特定不妊治療費助成事業							
周産期医療対策事業							
総合周産期母子医療直接補助							
センター運営事業 間接補助							
健やかな妊娠・出産等サポート事業							
合計							

(注) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。  
 ・交付要綱4「交付額の算定方法」(1)及び(2)に掲げる事業  
 ①と④とを比較して少ない方の額。  
 ・交付要綱4「交付額の算定方法」(3)に掲げる事業  
 ③と④とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と⑤とを比較して少ない方の額。

  

都道府県（政令市・特別区）名							
種目	対象経費の実支出額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③ (①-②)	基準額 ④	都道府県補助額 ⑤	国庫補助基本額 ⑥	要国庫補助額 ⑦ (⑥×補助率)
母子保健強化推進特別事業	円	円	円	円	円	円	円
発育指導事業							
生涯を通じた女性の健康支援事業							
特定不妊治療費助成事業							
周産期医療対策事業							
総合周産期母子医療直接補助							
センター運営事業 間接補助							
小児科・産科医療体制整備事業							
合計							

(注) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。  
 ・交付要綱4「交付額の算定方法」(1)及び(2)に掲げる事業  
 ①と④とを比較して少ない方の額。  
 ・交付要綱4「交付額の算定方法」(3)に掲げる事業  
 ③と④とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と⑤とを比較して少ない方の額。

様式3 国庫補助金精算額調

都道府県（政令市・特別区）名							
種目	対象経費の実支出額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③ (①-②)	基準額 ④	都道府県補助額 ⑤	国庫補助基本額 ⑥	要国庫補助額 ⑦ (⑥×補助率)
母子保健強化推進特別事業	円	円	円	円	円	円	円
発育指導事業							
生涯を通じた女性の健康支援事業							
特定不妊治療費助成事業							
周産期医療対策事業							
総合周産期母子医療直接補助							
センター運営事業 間接補助							
小児科・産科医療体制整備事業							
合計							

(注) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。  
 ・交付要綱4「交付額の算定方法」(1)及び(2)に掲げる事業  
 ①と④とを比較して少ない方の額。  
 ・交付要綱4「交付額の算定方法」(3)に掲げる事業  
 ③と④とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と⑤とを比較して少ない方の額。

新  
(案)

旧

## 新(案)

別紙様式第4

番号  
年月日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

## 平成20年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号により交付決定があった母子保健衛生費補助金について、母子保健衛生費等国庫負担(補助)金国庫負担金交付要綱8(9)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

1 换算金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金返還相当額)

金 円

注:別添参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)

## 旧

別紙様式第4

番号  
年月日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

## 平成19年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号により交付決定があった母子保健衛生費補助金について、母子保健衛生費国庫負担(補助)金及び結核児童療育費国庫負担金交付要綱8(9)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

1 换算金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金返還相当額)

金 円

注:別添参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)

新（案）	旧
別紙様式第5 都道府県知事 殿	別紙様式第5 都道府県知事 殿
番号 年月日	番号 年月日
間接補助事業者名	間接補助事業者名
平成20年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書	
平成 年 月 日 第 号により交付決定があった母子保健衛生費補助金について、交付決定通知書により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。	
1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 金 円	1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 金 円
2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額） 金 円	2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額） 金 円
注：別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）	

新(案)	旧
<p style="text-align: center;">雇児母発第※号 平成20年※月※日</p>	<p style="text-align: right;">雇児母発第0726001号 平成19年7月26日</p>
<p>都道府県 各政令市母子保健主管部（局）長 殿 特別区</p>	<p>都道府県 各政令市母子保健主管部（局）長 殿 特別区</p>
<p>厚生労働省 雇用均等・児童家庭局母子保健課長</p> <p>平成20年度母子保健衛生費国庫負担金及び 国庫補助金交付要綱の標準単価について</p>	<p>厚生労働省 雇用均等・児童家庭局母子保健課長</p> <p>平成19年度母子保健衛生費国庫負担金及び 国庫補助金交付要綱の標準単価について</p>
<p>平成20年度母子保健衛生費国庫負担（補助）金及び結核児童日用品費等負担金交付要綱については、別途、厚生労働事務次官通知をもって示されたところであるが、このうち、母子保健医療対策等総合支援事業の標準単価は別紙の通りであるので、事務処理に遗漏のないよう配慮されたい。</p>	<p>平成19年度母子保健衛生費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱については、別途、厚生労働事務次官通知をもって示されたところであるが、このうち、母子保健医療対策等総合支援事業の標準単価は別紙の通りであるので、事務処理に遗漏のないよう配慮されたい。</p>

新(案)

旧

## 母子保健医療対策等総合支援事業 標準単価表

## 母子保健医療対策等総合支援事業 標準単価表

事業名	平成20年度標準単価	対象経費	事業名	平成19年度標準単価	対象経費
(削除)			母子保健強化 推進特別事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	母子保健強化推進特別事業に必 要な報酬、賃金、報償費、旅 費、需用費(消耗品費、食糧費、 印刷製本費)、役務費(通信運搬 費、広告料)、委託料、使用料及 び賃借料、備品購入費
子どもの心の診 療拠点病院機構 推進事業	子どもの心の診療拠点病院1か所につき 18,600,000円  ※事業期間が1年に満たない場合は、 標準単価×事業月数／12とする。	子どもの心の診療拠点病院機構 推進事業に必要な報酬、給料 (P)※、賃金、報償費、職員 手当等、共済費、旅費、需用費 (消耗品費、燃料費、食糧費、 印刷製本費、光熱水費、修繕 料、医薬材料費)、役務費(通 信運搬費、広告料)、委託料、 使用料及び賃借料、備品購入 費、負担金、補助及び交付金	療育指導事業	次により算出された額の合計額 1 療育指導 113,800円×厚生労働大臣が必要と認めた保健所数 2 巡回指導 65,400円×厚生労働大臣が必要と認めた保健所数 3 小児慢性ピアカウンセリング 222,400円×厚生労働大臣が必要と認めた保健所数	療育指導事業に必要な需用費(消 耗品費、印刷製本費、医薬材料 費)、報酬、賃金、報償費、旅 費、役務費(通信運搬費、手數 料)、委託料、備品購入費
生涯を通じた 女性の健康支援 事業	次により算出された額の合計額 1 健康教育事業 45,800円×実施月数 2 女性健康支援センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) 101,300円×実施月数 3 不妊専門相談センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) 474,500円×実施月数	生涯を通じた女性の健康支援事 業に必要な報酬、賃金、報償費、 旅費、需用費(消耗品費、食糧 費、印刷製本費)、役務費(通信 運搬費、広告料)、委託料、使用 料及び賃借料、備品購入費	生涯を通じた 女性の健康支援 事業	次により算出された額の合計額 1 健康教育事業 45,800円×実施月数 2 女性健康支援センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) 101,300円×実施月数 3 不妊専門相談センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) 474,500円×実施月数	生涯を通じた女性の健康支援事 業に必要な報酬、賃金、報償費、 旅費、需用費(消耗品費、食糧 費、印刷製本費)、役務費(通信 運搬費、広告料)、委託料、使用 料及び賃借料、備品購入費
特定不妊治療費 助成事業	次により算出された額の合計額 1 助成費 特定不妊治療 100,000円×実施件数 2 事務費 (1) 定額分 1,520,000円 (2) 登録管理 530円×登録組数 (3) 医療機関旅費 6,860円×か所数	特定不妊治療費助成事業に必 要な報酬、賃金、報償費、旅費、 需用費(消耗品費、印刷製本 費)、役務費(通信運搬費、広告 料)、委託料、備品購入費、負担 金、補助及び交付金、扶助費	特定不妊治療費 助成事業	次により算出された額の合計額 1 助成費 特定不妊治療 100,000円×実施件数 2 事務費 (1) 定額分 1,520,000円 (2) 登録管理 530円×登録組数 (3) 医療機関旅費 6,860円×か所数	特定不妊治療費助成事業に必 要な報酬、賃金、報償費、旅費、 需用費(消耗品費、印刷製本 費)、役務費(通信運搬費、広告 料)、委託料、備品購入費、負担 金、補助及び交付金、扶助費